



金 沢 市 公 報

第 2 7 5 4 号 の 2

平成25年(2013年)3月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
規 則	
金沢市水道法施行条例施行規則 (衛生指導課)	1
金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則 (景観政策課)	2
金沢市におけるみちづくりの技術的基準等に関する条例施行規則 (道路建設課)	8
金沢市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例施行規則 (内水整備課)	10
理容師法施行細則の一部を改正する規則 (衛生指導課)	13

美容師法施行細則の一部を改正する規則 (")	14
旅館業法施行細則の一部を改正する規則 (")	15
公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則 (")	16
金沢市興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (")	17
公営企業管理規程	
金沢市水道法施行条例施行規程 (企業総務課)	19
金沢市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程 (建設課)	20

規 則

金沢市水道法施行条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第2号

金沢市水道法施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市水道法施行条例(平成24年条例第75号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専用水道の水道技術管理者の資格)

第2条 条例第4条第1項第4号の市長が認める者は、次のとおりとする。

- (1) 条例第3条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 外国の学校において、条例第4条第1項第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第14条第3号の登録講習の課程を修了した者

2 条例第4条第2項第7号の市長が認める者は、次のとおりとする。

- (1) 条例第4条第2項第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第1号の卒業者にあつては6箇月以上、同項第2号の卒業者にあつては1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 条例第4条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校の卒業者については2年6箇月以上、同項第3号に規定する学校の卒業者については3年6箇月以上、同項第4号に規

- 定する学校の卒業者については4年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 外国の学校において、条例第4条第2項第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は同項第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (4) 外国の学校において、条例第4条第2項第5号に規定する学科目又は第2号に規定する学科目に相当する学科目を、当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (5) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (6) 前項第3号に掲げる者
- (雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第3号

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年条例第69号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用用語の意義は、条例で使用用語の意義の例による。

(許可の申請)

第3条 条例第4条第1項の許可を受けようとする者は、風致地区内における行為の許可申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、当該図書の一部の添付を省略することができる。

(太陽光発電設備等の面積)

第4条 条例第4条第2項第6号才及び第11号に規定する規則で定める部分の面積は、太陽光発電設備等（同項第4号に規定する太陽光発電設備等をいう。以下同じ。）のモジュール面積（太陽電池モジュール又は集熱器の面積で、市長が定める基準により算定した面積をいう。）とする。

(独立行政法人等)

第5条 条例第4条第3項に規定する規則で定める独立行政法人その他の法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人森林総合研究所
- (3) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (7) 独立行政法人環境再生保全機構
- (8) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (9) 独立行政法人国立病院機構
- (10) 国立大学法人金沢大学
- (11) 石川県土地開発公社

(12) 金沢市土地開発公社

(13) 公立大学法人金沢美術工芸大学

(緑地面積)

第6条 条例第6条第1項第1号ウ(エ)に規定する緑地面積は、別表第2区分欄に掲げる区分に応じ、同表算定方法欄に掲げる算定方法により算定した面積を合算した面積とする。

(建築物等の形態、意匠等の基準)

第7条 条例第6条第1項第1号ウ(オ)、第2号ウ、第3号ウ(オ)及び第8号に規定する規則で定める基準は、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例(平成21年条例第4号)第10条第2項の規定により定められた同項に規定する景観形成基準(太陽光発電設備等の設置に係る基準に限る。)とする。

(完了等の届出)

第8条 条例第4条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた行為を完了し、又は廃止したときは、速やかに風致地区内における行為の完了(廃止)届(様式第2号)により、市長に届け出なければならない。

(身分証明書)

第9条 条例第8条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第3号によるものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

行為の種類	図書の種類	図書の規格	明 示 す べ き 事 項
建築物の新築、 改築、増築又は 移転	位置図	縮尺2,500分の 1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	配置図	縮尺100分の1 以上	方位、敷地の境界線、建築物の位置、土地の高低、敷地の接する道路の位置、既存木竹等の位置、植栽計画、排水施設及び敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離
	各階平面図	縮尺50分の1以 上	各階の間取り及び用途
	立面図(建築物 の彩色が施され た4面以上のも の)	縮尺50分の1以 上	各面の方位及び寸法、仕上げ方法、材料の種別、広告物件並びに色彩(マンセル値を表示したもの)
	断面図	縮尺50分の1以 上	建築物の高さ及び各階の高さ
	求積図		敷地面積、建築面積及び緑地面積の算定に必要な各部分の寸法及び算式
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
工作物の新設、 改築、増築又は 移転	位置図	縮尺2,500分の 1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	配置図	縮尺100分の1 以上	方位、敷地の境界線及び工作物の位置
	平面図	縮尺50分の1以 上	形状及び寸法
	立面図又は展開 図(工作物の彩 色が施されたも の)	縮尺50分の1以 上	主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩(マンセル値を表示したもの)

	断面図	縮尺50分の1以上	工作物の高さ及び主要構造部分の寸法
	求積図		敷地面積の算定に必要な各部分の寸法及び算式
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、土石の類の採取又は水面の埋立て若しくは干拓	位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の境界線、切土及び盛土の位置、排水施設その他主要構造物の位置、土石の採取区域、跡地整備計画又は土地利用計画並びに遮蔽施設等の位置
	断面図	縮尺100分の1以上	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面 <small>のり</small> (法高、切土、盛土及び排水施設その他主要構造物を表示したもの)並びに排水施設その他主要な構造物の断面
	植栽計画図	縮尺2,500分の1以上	保存する既存木竹、伐採木竹及び新たに植栽する木竹の位置、樹種及び目回り寸法
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
木竹の伐採	位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	地形図又は区域図	縮尺2,500分の1以上	方位、付近の土地の利用状況、林況及び伐採区域
	伐採計画図	縮尺2,500分の1以上	保存する既存木竹、伐採木竹及び新たに植栽する木竹(行為の種類ごとに色分けすること。)の位置、樹種、樹高、本数、樹齢及び目回り寸法並びに伐採後の土地利用計画
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
建築物又は工作物の色彩の変更	位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	配置図	縮尺100分の1以上	方位、敷地の境界線、建築物の位置、土地の高低及び敷地の接する道路の位置
	立面図(建築物又は工作物の色彩が施された4面以上のもの)	縮尺50分の1以上	各面の方位及び寸法、仕上げ方法、材料の種別、広告物件並びに色彩(マンセル値を表示したもの)
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	配置図	縮尺2,500分の1以上	行為地の境界線、主要構造物の位置及び敷地内における堆積の位置
	断面図	縮尺100分の1以上	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面(法高、堆積及び主要構造物等を表示したもの)
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真

備考 行為の規模が大きいため、この表に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

別表第2 (第6条関係)

区 分	算 定 方 法
樹木	樹高3メートル以上のもの(将来成長して4メートル以上となるものに限る。)1本につき25平方メートル
	樹高1メートル以上3メートル未満のもの及び樹高3メートル以上のもの(将来成長して4メートル以上となるものを除く。)1本につき15平方メートル
	樹高1メートル未満のもの1本につき1平方メートル
生け垣(高さが1メートル以上かつ延長距離1メートル当たりの植栽本数が2本以上のもの)	延長距離1メートルにつき1平方メートル
壁面	緑化される壁面の部分の面積1平方メートルにつき1平方メートル
芝その他の地被植物	芝その他の地被植物で表面が覆われる部分の面積1平方メートルにつき1平方メートル
花壇その他これらに類するもの	草花その他これらに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が覆われる部分の面積1平方メートルにつき1平方メートル
水流、池その他これらに類するもの	水流、池その他これらに類するものの存する部分の面積1平方メートルにつき1平方メートル
裸地	面積1平方メートルにつき0.8平方メートル
駐車場	緑化される駐車場の部分の面積1平方メートルにつき1平方メートル
	緑化可能な駐車場の部分の面積1平方メートルにつき0.8平方メートル
屋上	緑化される屋上の面積1平方メートルにつき0.5平方メートル
プランター	緑化されるプランターの面積1平方メートルにつき0.5平方メートル

様式第1号 (第3条関係)

風致地区内における行為の許可申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所

氏名



金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

行 為 の 場 所	
行 為 地 の 地 目	
行 為 の 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
土地所有者の住所及び氏名	
設計者の住所及び氏名	
施工者の住所及び氏名	
風致地区の名称及び種別	風致地区(第 種)
行 為 の 種 類	建築物の(新築 改築 増築 移転) 工作物の(新設 改築 増築 移転) 宅地の造成 土地の開墾 土地の形質の変更(宅地の造成及び土地の開墾を除く。) 木竹の伐採 土石の類の採取 水面の埋立て又は干拓 建築物又は工作物の色彩の変更 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 の欄は、該当するものの前の にレを記入してください。

建築物の概要	区 分				
	主 要 用 途				
	構 造		造 階建て (地上 階、地下 階)		
			申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計
	敷 地 面 積		-	-	m ²
	建 築 面 積		m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積		m ²	m ²	m ²
	建 築 物 の 高 さ		m	-	-
	建 蔽 率		-	-	%
	道 路 か ら の 後 退 距 離		m	隣地からの後退距離	m
	緑 被 率		%	緑被率 = $\frac{\text{緑地面積}}{\text{敷地面積}} \times 100\%$	
	仕 上 げ 材	屋 根			
		外 壁			
	色 彩	屋 根			
外 壁					
屋 上 設 備	種 別		高 さ	m	

工作物の概要	区 分				
	種 類				
	構 造				
	高 さ		m	延 長 ・ 幅	m ・ m
	数 量			面 積	m ²
	仕 上 げ 方 法				
	色 彩				

宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、土石の類の採取、水面の埋立て又は干拓の概要	行 為 の 目 的				
	行 為 の 方 法				
	全 体 面 積		m ²	行 為 面 積	m ²
	緑 被 率		%	緑被率 = $\frac{\text{緑地面積}}{\text{敷地面積}} \times 100\%$	
	擁壁又は法面の高さ及び長さ		高さ	m	
			長さ	m	
	行 為 地 の 地 況				
	採 取 す る 土 石 の 類 の 種 類 及 び 採 取 量				
行 為 完 了 後 の 風 致 に 係 る 対 策					

木竹の伐採の概要	伐採の区分			
	伐採の目的			
	行為地の面積及び本数	m ² 本	伐採面積及び本数	m ² 本
	樹種		樹高	m
	樹齢	約 年	目回り寸法	m
	伐採の方法			
	跡地の処理方法			

屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積の概要	堆積の目的			
	堆積の方法			
	全体面積	m ²	堆積面積	m ²
	堆積地の地況			
	堆積物の種類		堆積量	m ³
	堆積後の管理方法			

様式第2号 (第8条関係)

風致地区内における行為の完了 (廃止) 届

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住所

氏名

㊟

行為を完了 (廃止) したので、金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
行為の場所	
行為の種類	
行為の完了年月日	
行為の廃止年月日	

備考 行為の完了後の状況が分かる写真を添付してください。

様式第3号 (第9条関係)

(表)

	第 号
身 分 証 明 書	
所属 職 氏名	
上記の者は、金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例第8条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明します。	
年 月 日	
金沢市長	
㊟	

(裏)

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例 (抜粋)

(この欄には、金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例第8条第1項から第3項までの条文を記載すること。)

金沢市におけるみちづくりの技術的基準等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第4号

金沢市におけるみちづくりの技術的基準等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市におけるみちづくりの技術的基準等に関する条例(平成24年条例第71号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 疲労破壊輪数 舗装道において、舗装路面に49キロニュートンの輪荷重を繰り返し加えた場合に、舗装にひび割れが生じるまでに要する回数で、舗装を構成する層の数並びに各層の厚さ及び材質(以下「舗装構成」という。)が同一である区間ごとに定められるものをいう。
- (2) 塑性変形輪数 舗装道において、舗装の表層の温度を60度とし、舗装路面に49キロニュートンの輪荷重を繰り返し加えた場合に、当該舗装路面が下方に1ミリメートル変位するまでに要する回数で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。
- (3) 平坦性 舗装道の車道(2以上の車線を有する道路にあっては、各車線。以下この号において同じ。)において、車道の中心線から1メートル離れた地点を結び、中心線に平行する2本の線のいずれか一方の線(条例第35条の規定に基づき交通静穏施設のうち凸部が設置された路面上の区間に係るものを除く。)上に延長1.5メートルにつき1箇所以上の割合で選定された任意の地点について、舗装路面と想定平坦舗装路面(路面を平坦となるよう補正した場合に想定される舗装路面をいう。)との高低差を測定することにより得られる、当該高低差のその平均値に対する標準偏差で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。
- (4) 浸透水量 舗装道において、直径15センチメートルの円形の舗装路面の路面下に15秒間に浸透する水の量で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。
- (5) 舗装計画交通量 舗装の設計の基礎とするために、道路の計画交通量及び2以上の車線を有する道路にあっては各車線の大型の自動車の交通の分布状況を勘案して定める大型の自動車の1車線当たりの日交通量をいう。

(車線により構成されない車道の部分)

第3条 条例第5条第1項の市長が別に定める部分は、次に掲げるものとする。

- (1) 交差点
- (2) 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- (3) 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- (4) 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間
- (5) 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

(車道及び側帯の舗装の構造の基準)

第4条 条例第26条第2項の市長が別に定める基準は、次条から第7条までに定めるところによるものとする。

- 2 車道及び側帯の舗装は、自動車の安全かつ円滑な交通を確保するため、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とする必要がある場合においては、前項に定める基準のほか、第8条に定めるところによるものとする。

(疲労破壊輪数)

第5条 疲労破壊輪数は、舗装計画交通量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

舗装計画交通量 (単位 1日につき台)	疲労破壊輪数 (単位 10年につき回)
3,000以上	35,000,000
1,000以上3,000未満	7,000,000
250以上1,000未満	1,000,000
100以上250未満	150,000
100未満	30,000

- 2 前項の疲労破壊輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と舗装構成が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。
- 3 当該舗装道の区間と舗装構成が同一である他の舗装道の区間の舗装が第1項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

(塑性変形輪数)

第6条 塑性変形輪数は、道路の区分及び舗装計画交通量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分	舗装計画交通量 (単位 1日につき台)	塑性変形輪数 (単位 1ミリメートルにつき回)
第3種第2級及び第4種第1級	3,000以上	3,000
	3,000未満	1,500
その他		500

- 2 前項の塑性変形輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。
- 3 当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である他の舗装道の区間の舗装が第1項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

(平たん性)

第7条 平たん性は、2.4ミリメートル以下とするものとする。

- 2 前項の平たん性の測定は、実地に行うものとする。

(浸透水量)

第8条 浸透水量は、道路の区分に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分	浸透水量 (単位 15秒につきミリリットル)
第3種第2級及び第4種第1級	1,000
その他	300

- 2 前項の浸透水量の測定は、実地に行うものとする。

(交通安全施設)

第9条 条例第34条の市長が別に定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 駒止
- (2) 道路標識
- (3) 道路情報管理施設 (緊急連絡施設を除く。)
- (4) 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

(防雪施設)

第10条 条例第38条の市長が別に定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 吹きだまり防止施設
- (2) 雪崩防止施設

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第5号

金沢市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第74号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

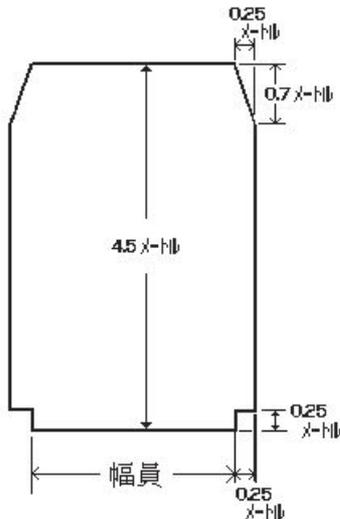
(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(堤防の管理用通路)

第3条 条例第12条の管理用通路は、次に定めるところにより設けるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合、堤防の全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものである場合又は堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満の区間である場合においては、この限りでない。

- (1) 幅員は、3メートル以上で堤防の天端幅以下の適切な値とすること。
- (2) 建築限界は、次の図に示すところによること。



(床止めの設置に伴い必要となる護岸)

第4条 条例第19条の護岸は、次に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 床止めに接する河岸又は堤防の護岸は、上流側は床止めの上流端から10メートルの地点又は護床工の上流端から5メートルの地点のうちいずれか上流側の地点から、下流側は水叩きの下流端から15メートルの地点又は護床工の下流端から5メートルの地点のうちいずれか下流側の地点までの区間以上の区間に設けること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、河岸又は堤防の護岸は、湾曲部であることその他河川の状況等により特に必要と認められる区間に設けること。

(3) 河岸（低水路の河岸を除く。以下この号において同じ。）又は堤防の護岸の高さは、計画高水位以上とすること。ただし、床止めの設置に伴い流水が著しく変化することとなる区間にあつては、河岸又は堤防の高さとすること。

(4) 低水路の河岸の護岸の高さは、低水路の河岸の高さとすること。

（床止めの設置に伴い必要となる魚道）

第5条 条例第20条の魚道の構造は、次に定めるところによるものとする。

(1) 床止めの直上流部及び直下流部における通常予想される水位変動に対して魚類の遡上等に支障のないものとする。

(2) 床止めに接続する河床の状況、魚道の流量、魚道において対象とする魚種等を適切に考慮したものとする。

（可動堰の可動部が起伏式である場合における可動部の径間長の特例）

第6条 条例第23条第3項に規定する場合における可動部の径間長は、同条第2項に該当する場合を除き、ゲートの直高が2メートル以下の場合、ゲートの縦の長さとの比の値が10分の1となる値（15メートル未満となる場合は、15メートル）以上とすることができる。

（可動堰の可動部のゲートに作用する荷重）

第7条 条例第26条第2項に規定する荷重の計算については、この条から第10条までに定めるところによるものとする。

2 可動堰の可動部のゲートの構造計算に用いる設計震度は、0.12とする。

3 可動堰の可動部のゲートについては、第1項に規定するもののほか、必要に応じ、洪水時における動水圧その他のゲートに作用する荷重を計算するものとする。

（貯留水による静水圧の力）

第8条 貯留水による静水圧の力は、可動堰の可動部のゲートと貯留水との接触面に対して垂直に作用するものとし、次の式によって計算するものとする。

$$P = W_0 h_0$$

この式において、 P 、 W_0 及び h_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 貯留水による静水圧の力（単位 1平方メートルにつき重量トン）

W_0 水の単位体積重量（単位 1立方メートルにつき重量トン）

h_0 計画湛水位に風による波浪の影響等を勘案し必要と認められる高さを加えた水位から可動堰の可動部のゲートと貯留水との接触面上の静水圧の力を求めようとする点までの水深（単位 メートル）

2 地震による波浪の影響を勘案し必要と認められる高さは、前条第2項に規定する設計震度の値を用いて計算するものとする。

（地震時における可動堰の可動部のゲートの慣性力）

第9条 地震時における可動堰の可動部のゲートの慣性力は、可動堰の可動部のゲートに水平方向に作用するものとし、次の式によって計算するものとする。

$$I = W K_d$$

この式において、 I 、 W 及び K_d は、それぞれ次の数値を表すものとする。

I 地震時における可動堰の可動部のゲートの慣性力（単位 1立方メートルにつき重量トン）

W 可動堰の可動部のゲートの自重（単位 1立方メートルにつき重量トン）

K_d 第7条第2項に規定する設計震度

（地震時における貯留水による動水圧の力）

第10条 地震時における貯留水による動水圧の力は、可動堰の可動部のゲートと貯留水との接触面に対して垂直に作用するものとし、適切な工学試験又は類似の可動堰の構造計算に用いられた方法に基づき定める場合を除き、次の式によって計算するものとする。

$$P_d = 0.875W_0 K_d (H_1 h_1)$$

この式において、 P_d 、 W_0 、 K_d 、 H_1 及び h_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P_d 地震時における貯留水による動水圧の力 (単位 1平方メートルにつき重量トン)

W_0 水の単位体積重量 (単位 1立方メートルにつき重量トン)

K_d 第7条第2項に規定する設計震度

H_1 計画湛水位から基礎地盤までの水深 (単位 メートル)

h_1 計画湛水位から可動堰の可動部のゲートと貯留水との接触面上の動水圧を求めようとする点までの水深 (単位 メートル)

(可動堰の可動部が起伏式である場合におけるゲートの構造)

第11条 可動堰の可動部が起伏式である場合におけるゲートの構造の基準は、第7条から前条までに規定するもののほか、次に定めるところによるものとする。

- (1) ゲートの起立時における上端の高さは、計画横断形に係る低水路の河床の高さと計画高水位との中間位以下とすること。ただし、ゲートを洪水時においても土砂、竹木その他の流下物によって倒伏が妨げられない構造とするとき、又は治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、ゲートの起立時における上端の高さを堤内地盤高又は計画高水位のうちいずれか低い方の高さ以下とすることができる。
- (2) ゲートの直高は、3メートル以下とすること。ただし、ゲートを洪水時においても土砂、竹木その他の流下物によって倒伏が妨げられない構造とするときは、この限りでない。

(堰^{せき}の設置に伴い必要となる護岸等)

第12条 第4条及び第5条の規定は、堰の設置に伴い必要となる護岸及び魚道について準用する。この場合において、これらの規定中「床止め」とあるのは、「堰」と読み替えるものとする。

(管理用通路としての効用を兼ねる水門の構造)

第13条 条例第39条第2項に規定する管理用通路としての効用を兼ねる水門の構造は、次に定めるところによるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

- (1) 管理橋の幅員は、水門に接続する管理用通路の幅員を考慮した適切な値とすること。
- (2) 管理橋の設計自動車荷重は、20トンとすること。ただし、管理橋の幅員が3メートル未満の場合は、この限りでない。

(水門又は樋門^ひの設置に伴い必要となる護岸)

第14条 河川又は水路を横断して設ける水門又は樋門の設置に伴い必要となる護岸は、次に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 水門が横断する河川に設ける護岸については、第4条各号の規定を準用する。この場合において、同条第1号及び第3号中「床止め」とあるのは「水門」と、同条第1号中「上流側」とあるのは「当該水門が横断する河川の上流側」と、「下流側」とあるのは「当該水門が横断する河川の下流側」と読み替えるものとする。
- (2) 水門又は樋門が横断する河岸又は堤防に設ける護岸は、当該水門及び樋門の両端から上流及び下流にそれぞれ10メートルの地点を結ぶ区間以上の区間に設けるものとし、その高さについては、第4条第3号及び第4号の規定を準用する。この場合において、同条第3号中「床止め」とあるのは、「水門又は樋門」と読み替えるものとする。

(主要な公共施設に係る橋)

第15条 条例第48条第2項に規定する市長が別に定める主要な公共施設に係る橋は、次に掲げるものに係る橋とする。

- (1) 全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)第2条に規定する新幹線鉄道
- (2) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条第1号に規定する高速自動車国道
- (3) 前号に規定する道路以外の道路で幅員30メートル以上のもの

(近接橋の特則)

第16条 条例第48条第3項の河道内に橋脚が設けられている橋、堰その他の河川を横断して設けられている施設(以下この条において「既設の橋等」という。)に近接して設ける橋(以下この条において「近接橋」という。)の径間長は、条例第48条第1項及び第2項に規定するところによるほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより近接橋の橋脚を設けることとした場合における径間長の値とするものとする。ただし、既設の橋等の改築又は撤去が5年以内に行われることが予定されている場合は、この限りでない。

- (1) 既設の橋等と近接橋との距離（洪水時の流心線に沿った見通し線（以下この条において「見通し線」という。）上における既設の橋等の橋脚、堰柱等（以下この条において「既設の橋脚等」という。）と近接橋の橋脚との間の距離をいう。次号において同じ。）が条例第48条第1項の規定による基準径間長未満である場合においては、近接橋の橋脚を既設の橋脚等の見通し線上に設けること。
- (2) 既設の橋等と近接橋との距離が条例第48条第1項の規定による基準径間長以上であって、かつ、川幅以内である場合においては、近接橋の橋脚を既設の橋脚等の見通し線上又は既設の橋等の径間の中央の見通し線上に設けること。

（橋面）

第17条 条例第49条第2項の市長が別に定める橋の部分は、地覆その他流水又は波浪が橋を通じて河川外に流出することを防止するための措置を講じた部分とする。

（橋の設置に伴い必要となる護岸）

第18条 橋の設置に伴い必要となる護岸は、次に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

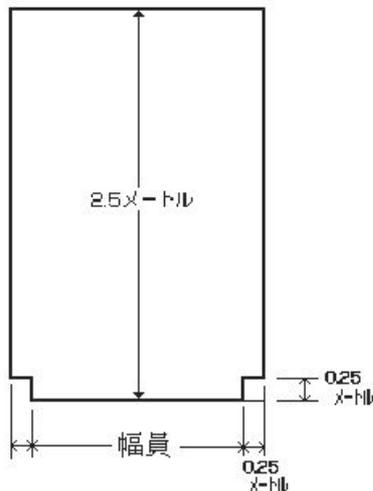
- (1) 河道内に橋脚を設けるときは、河岸又は堤防に最も近接する橋脚の上流端及び下流端から上流及び下流にそれぞれ条例第48条第1項の規定による基準径間長の2分の1の距離の地点を結ぶ区間以上の区間に設けること。
- (2) 河岸又は堤防に橋台を設けるときは、橋台の両端から上流及び下流にそれぞれ10メートルの地点を結ぶ区間以上の区間に設けること。
- (3) 護岸の高さについては、第4条第3号及び第4号の規定を準用する。この場合において、同条第3号中「床止め」とあるのは、「橋」と読み替えるものとする。

（管理用通路の保全のための橋の構造）

第19条 条例第51条に規定する管理用通路の構造に支障を及ぼさない橋（取付部を含む。）の構造は、管理用通路（管理用通路を設けることが計画されている場合は、当該計画されている管理用通路）の構造を考慮して適切な構造の取付通路その他必要な施設を設けた構造とする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

（小河川の堤防の管理用通路の建築限界）

第20条 条例第60条第3号に規定する市長が別に定める建築限界は、次の図に示すところによる。



（雑則）

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和40年規則第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市理容師法施行細則

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）の施行に関し、理容師法施行令（昭和28年政令第232号）、理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）及び金沢市理容師法施行条例（平成24年条例第65号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第1条の次に次の1条を加える。

（免許証等の掲示）

第1条の2 理容所の開設者は、当該理容所内の見やすい場所に、当該理容所の理容師の法第5条の2第2項の理容師免許証又は法第5条の4第1項において読み替えて適用する法第5条の2第2項の理容師免許証明書を掲示するものとする。

第2条に見出しとして「（開設の届出）」を付する。

第3条に見出しとして「（届出事項の変更等の届出）」を付する。

第4条に見出しとして「（開設検査確認証の交付等）」を付し、同条第2項中「理容所内」を「当該理容所内」に、「掲示しなければならない」を「掲示するものとする」に改める。

第5条に見出しとして「（開設者の地位の承継の届出）」を付する。

本則に次の1条を加える。

（管理理容師の資格に係る書類の掲示）

第6条 法第11条の4第1項の理容所の開設者は、当該理容所内の見やすい場所に、同項の管理理容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類を掲示するものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第7号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和40年規則第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市美容師法施行細則

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）の施行に関し、美容師法施行令（昭和32年政令第277号）、美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）及び金沢市美容師法施行条例（平成24年条例第66号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第1条の次に次の1条を加える。

（免許証等の掲示）

第1条の2 美容所の開設者は、当該美容所内の見やすい場所に、当該美容所の美容師の法第5条の2第2項の美容師免許証又は法第5条の4第1項において読み替えて適用する法第5条の2第2項の美容師免許証明書を掲示するものとする。

第2条に見出しとして「（開設の届出）」を付する。

第3条に見出しとして「（届出事項の変更等の届出）」を付する。

第4条に見出しとして「（開設検査確認証の交付等）」を付し、同条第2項中「美容所内」を「当該美容所内」に、「掲示しなければならない」を「掲示するものとする」に改める。

第5条に見出しとして「(開設者の地位の承継の届出)」を付する。

本則に次の1条を加える。

(管理美容師の資格に係る書類の掲示)

第6条 法第12条の3第1項の美容所の開設者は、当該美容所内の見やすい場所に、同項の管理美容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類を掲示するものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第8号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和55年規則第45号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市旅館業法施行細則

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)の施行に関し、旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)及び金沢市旅館業法施行条例(平成24年条例第76号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条に見出しとして「(許可の申請書)」を付する。

第3条に見出しとして「(許可書)」を付する。

第4条に見出しとして「(合併又は分割の承認の申請書)」を付する。

第5条に見出しとして「(合併又は分割の承認書)」を付する。

第6条に見出しとして「(承継の承認の申請書)」を付する。

第7条に見出しとして「(承継の承認書)」を付する。

第8条に見出しとして「(同意書)」を付する。

第9条に見出しとして「(変更等の届出書)」を付する。

本則に次の2条を加える。

(浴槽水の消毒)

第10条 条例第6条第8号イの消毒は、次に定めるところにより行わなければならない。ただし、原湯(浴槽内の湯水(以下「浴槽水」という。)を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)若しくは原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。)の性質その他の条件により塩素系薬剤の使用が適当でない場合又は他の消毒方法を用いる場合であって、適切な衛生措置を行うことを条件として市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 塩素系薬剤を使用すること。

(2) 浴槽水の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定すること。この場合において、遊離残留塩素濃度は、1リットルにつき0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下に保つとともに、一時的に遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラムを超える場合にあっては、1リットルにつき1.0ミリグラムを超えないよう努めること。

(3) 前号の規定による測定の結果は、当該測定の日から3年間保管すること。

(浴槽水の水質基準)

第11条 条例第6条第8号ウの市長が別に定める水質基準は、次のとおりとする。

(1) 濁度は、5度以下であること。ただし、温泉又は薬湯等を使用する場合で市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(2) 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下であること。この場合においては、前号ただし書の規定を準用する。

(3) 大腸菌群は、1ミリリットルにつき1個以下であること。

(4) レジオネラ属菌は、100ミリリットルの検水を用いて形成される集落数が10未満であること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第9号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和55年規則第46号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市公衆浴場法施行細則

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条中「(省令」という。)」の次に「及び金沢市公衆浴場法施行条例(平成24年条例第68号。以下「条例」という。)」を加える。

第2条に見出しとして「(許可の申請書)」を付する。

第3条に見出しとして「(許可書)」を付する。

第4条に見出しとして「(営業の開始の届出)」を付し、同条中「第1条第1項」を「第2条第1項」に、「公衆浴場の営業」を「許可を受けた者は、条例第2条第1号に規定する普通公衆浴場の営業」に改める。

第5条に見出しとして「(地位の承継の届出書)」を付する。

第6条に見出しとして「(同意書)」を付する。

第7条に見出しとして「(変更等の届出書)」を付する。

本則に次の3条を加える。

(浴槽水の消毒)

第8条 条例第4条第2号エの消毒は、次に定めるところにより行わなければならない。ただし、原湯（浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）若しくは原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。）の性質その他の条件により塩素系薬剤の使用が適当でない場合又は他の消毒方法を用いる場合であって、適切な衛生措置を行うことを条件として市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 塩素系薬剤を使用すること。

(2) 浴槽水の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定すること。この場合において、遊離残留塩素濃度は、1リットルにつき0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下に保つとともに、一時的に遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラムを超える場合にあっては、1リットルにつき1.0ミリグラムを超えないよう努めること。

(3) 前号の規定による測定の結果は、当該測定の日から3年間保管すること。

(浴槽水の水質基準)

第9条 条例第4条第2号オの規則で定める水質基準は、次のとおりとする。

(1) 濁度は、5度以下であること。ただし、温泉又は薬湯等を使用する場合で市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(2) 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下であること。この場合においては、前号ただし書の規定を準用する。

(3) 大腸菌群は、1ミリリットルにつき1個以下であること。

(4) レジオネラ属菌は、100ミリリットルの検水を用いて形成される集落数が10未満であること。

(掲示事項)

第10条 営業者は、法第4条ただし書の規定による市長の許可を受けた場合を除き、施設内の見やすい場所に同条に規定する者の入浴を禁止する旨を掲示するものとする。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に、

公衆浴場の所在地		を
公衆浴場の種別	普通公衆浴場 その他の公衆浴場	
許可の年月日及び番号	年 月 日 金沢市指令収 第 号	

公衆浴場の所在地		に
許可の年月日及び番号	年 月 日 金沢市指令収 第 号	

改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第10号

金沢市興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市興行場法施行条例施行規則（昭和59年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（趣旨）」を付する。

第2条に見出しとして「（申請書の様式等）」を付し、同条第1項中「それぞれ」を削り、同項第3号中「第4条」を「第15条」に、「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第4条」を「第15条」に、「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の2中「第3条の2」を「第10条」に、「様式第1号の2」を「様式第2号」に改め、同号を同項第2号とし、同条第3項中「第1項第1号の2」を「第1項第2号」に改め、同項第1号イ中「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 定款、寄附行為その他の営業者の地位を承継した事実を証する書面の写し

第2条第4項中「第1項第2号」を「第1項第3号」に改める。

本則に次の6条を加える。

（便所及び喫煙場所の基準）

第3条 条例第6条第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 便所は、次の要件を満たすものであること。

ア 設置場所は、場内とすること。ただし、他の用途を主とする建築物内に設置された小規模施設等であって、当該施設に近接して入場者の需要を満たすことができる適当な規模を有する便所が利用できる場合は、この限りでない。

イ 少なくとも男性用大便所及び女性用便所を1箇所以上設けること。

ウ 窓又は換気設備及び不浸透質の便器を設けた水洗式とすること。

エ 出入口は、直接観覧室に開口しない構造であること。ただし、次室を設ける等衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

オ 床面及び床面から1メートル以上の高さまでの内壁は、不浸透性材料で作られていること。

カ 便器の総数は、次の表の左欄に掲げる観覧室の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄により算定した便器数以上とすること。

観覧室の床面積の合計	便 器 数
(1) 300平方メートル以下	床面積の15平方メートルごとに1個
(2) 300平方メートルを超え600平方メートル以下	20に床面積の300平方メートルを超える部分につき20平方メートルごとに1を加えた個数
(3) 600平方メートルを超え900平方メートル以下	35に床面積の600平方メートルを超える部分につき30平方メートルごとに1を加えた個数
(4) 900平方メートルを超える場合	45に床面積の900平方メートルを超える部分につき60平方メートル

ルごとに1を加えた個数

キ 男性用と女性用の便器の数は、原則として同数とすること。ただし、興行場の種別、規模又は用途に応じ適宜その割合を変えることができる。

ク 男性用の大便器は、小便器5個以内ごとに1個とすること。ただし、座便式便器等小便器と兼用できる便器の場合は、その割合を適宜変えることができる。

ケ 適当な数の流水式の手洗設備を設けること。

(2) 喫煙場所は、次の要件を満たすものであること。

ア 各階に喫煙場所である旨を表示したものを1箇所以上設けること。

イ 床面積は、各階の観覧室の床面積に応じ、その20分の1以上の面積とすること。ただし、5平方メートルを下回ってはならない。

(空気環境設備の基準)

第4条 条例第8条第2項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 換気能力は、1人当たり毎時30立方メートル以上とすること。

(2) 構造は、次の要件を満たすものであること。

ア 外気取入口は、汚染された空気を取り入れることのない位置に設けること。

イ 給気口は、内部に取り入れられた空気の分布を均等にし、かつ、局部的に空気の流れが停滞しない良好な気流の分布が得られる位置に設けること。

ウ 排気口は、排気が効果的にできる位置に設けること。

(3) 前2号に規定するもののほか、観覧室における空気環境設備は、次の表の左欄に掲げる観覧室の床面積又は位置の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる種類のものですること。

観覧室の床面積又は位置	種 類
(1) 400平方メートルを超える場合又は地下にある場合	空気調和設備又は別表に定める第1種機械換気設備
(2) 150平方メートルを超え400平方メートル以下	空気調和設備又は別表に定める第1種機械換気設備若しくは第2種(甲)機械換気設備。ただし、排気口からの排気が施設外に排出できる場合及び給気口からの外気が不足するおそれがない場合は、別表に定める第2種(乙)機械換気設備又は第3種機械換気設備とすることができる。

(照度機能の基準)

第5条 条例第9条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 場内は、床面において75ルクス以上の照度を確保できること。

(2) 場内は、電源の異なる補助照明設備を設け、床面において20ルクス以上の照度を確保できること。

(3) 前2号に規定するもののほか、観覧室にあっては、映画の映写等のため消灯を行う場合は、電圧昇降器等による漸減式照明のできる設備を設け、映写中又は演劇中であっても、床面において常に0.2ルクス以上の照度を確保できること。

(空気環境の基準)

第6条 条例第12条第1項第4号の規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準とする。ただし、同表第3号から第5号までは、空気環境設備として空気調和設備を使用する場合に限り適用する。

区 分	基 準
(1) 炭酸ガスの含有率	100万分の1,000以下
(2) 浮遊粉じんの量	空気1立方メートルにつき0.15ミリグラム以下
(3) 温度	ア 摂氏17度以上28度以下 イ 冷房で外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。

(4) 相対湿度	40パーセント以上70パーセント以下
(5) 気流	毎秒0.5メートル以下

(衛生管理上必要な器具)

第7条 条例第12条第1項第6号の規則で定める衛生管理上必要な器具は、次のとおりとする。

- (1) 不浸透質のごみ箱で、汚液、ごみ等が飛散し、又は流出しない構造のもの
- (2) 温度計及び湿度計

(場内の表示事項)

第8条 条例第12条第1項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 所定の喫煙場所以外での喫煙を禁止すること（場内での喫煙を禁止する場合にあっては、その旨）。
- (2) ごみ等場内の衛生上の支障を生じるおそれのある物は、ごみ箱以外のところに投棄してはならないこと。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

種 類	換 気 方 法
第1種機械換気設備	給気用送風機と排気用送風機との併用によるもの
第2種(甲)機械換気設備	給気用送風機と自然排気口との組合せによるものであって、排気を直接施設外に排出するもの
第2種(乙)機械換気設備	給気用送風機と自然排気口との組合せによるものであって、排気を廊下その他の部屋を通して間接に施設外に排出するもの
第3種機械換気設備	排気用送風機と自然給気口との組合せによるものであって、給気を廊下その他の部屋を通して間接に施設外から導入するもの

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に、「第4条」を「第15条」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に、「第4条」を「第15条」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第1号の2中「あて先」を「宛先」に、「第3条の2」を「第10条」に改め、同様式を様式第2号とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市水道法施行条例施行規程をここに公布する。

平成25年3月1日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第1号

金沢市水道法施行条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢市水道法施行条例（平成24年条例第75号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(布設工事監督者の資格)

第2条 条例第3条第6号の公営企業管理者（以下「管理者」という。）が認める者は、次のとおりとする。

- (1) 条例第3条第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同条第1号の卒業生にあっては1年以上、同条第2号の卒業生にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 外国の学校において、条例第3条第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は同条第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第3条 条例第4条第1項第4号の管理者が認める者は、次のとおりとする。

- (1) 条例第3条第1号、第3号及び4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 外国の学校において、条例第4条第1項第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第14条第3号の登録講習の課程を修了した者

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年3月1日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第2号

金沢市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程

金沢市公共下水道条例施行規程(平成13年公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設)

第11条の2 条例第13条の3第3号に規定する管理者が定めるものは、次の各号のいずれかに該当する排水施設及び処理施設(これらの施設を補完する施設を含む。)とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
- ア 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第6条に規定する基準
- イ 大腸菌が検出されないこと。
- ウ 濁度が2度以下であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、管理者が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年(2013年)3月1日 印刷

平成25年(2013年)3月1日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄